

淀川水系流域委員会 第 30 回琵琶湖部会 結果概要

開催日時：2004 年 12 月 15 日（水）16：05～19：20

場 所：ピアザ淡海 大会議室

参加者数：委員 24 名、河川管理者（指定席）15 名

一般傍聴者（マスコミ含む）68 名

※本稿は、議事の概要を簡略にまとめたものです。詳細な議事内容については、後日公開される議事録をご参照下さい。

1. 決定事項

2. 審議の概要

①「基礎原案に対する意見書」の基礎案への反映に関する意見交換

○利水計画について

○環境保全・回復のための統合的管理システムの必要性について

○他部局や他省庁との連携について

○ダムについて

○ダム水源地域の活性化

②琵琶湖の水位操作に関する意見交換

○水位操作について

③整備内容シートと進捗状況点検に関する意見交換

3. 一般傍聴者の意見聴取

1. 決定事項

- ・ 次回の琵琶湖部会は、1 月 8 日午後と 9 日を候補に日程調整を行った上で、開催日を決
定する。
- ・ 「他省庁や府県との連携」や「統合的管理システム」について、琵琶湖部会として特に
意見を提出する。意見（案）作成は、中村委員と江頭委員が担当する。
- ・ 資料 3-2-1 と資料 3-2-2 を統合した「水位操作についての意見書（案）」を作成して各
委員に送付する。これに対する意見は 12/20 までに提出する。意見のとりまとめは嘉
田委員が担当し、次回の琵琶湖部会で最終的な議論をする。
- ・ 資料 2-2「整備計画基礎案についての委員からの意見」（整備内容シートと事業進捗状
況への意見）への追加的な意見があれば、12 月 22 日を〆切に提出する。意見とりまと
めは江頭部会長代理が担当する。

2. 審議の概要

①「基礎原案に対する意見書」の基礎案への反映に関する意見交換

委員より、資料 1-1「基礎原案に対する意見書に係る琵琶湖部会意見の項目リスト」、資料 1-2「意見書の基礎案への反映に関する委員からの意見」、資料 1-3「琵琶湖部会・第 1 回作業検討会」を参考に説明がなされた後、意見交換が行われた。主な意見は以下の通り。

(中村委員のコメント)

琵琶湖部会の意見書のうち、「2.4 河川・琵琶湖の環境の保全・回復について」の「a 統合的管理システム」および「b 水質保全対策」、「3.2 さらなる検討・追求を促す点」の「b 他部局、他省庁等との連携について」および「d 住民や地域社会との協働」については、基礎案に十分に反映されているとは言えない。特に、琵琶湖部会意見書の琵琶-9 で検討を促す点として挙げている「(5) 水需要の精査に基づく利水計画」「(6) ダム水源地域の活性化」「(7) 他機関の所管するダムと整備計画とのあり方」については、基礎案に反映されていない。これらについて、琵琶湖部会で議論をしておく必要がある。

○利水計画について

- ・基礎案では、滋賀県の利水安全度低下に関する懸念（湖北地域の用水需要について水位低下を懸念）と流域委員会意見書（ダム代替案の検討、水需要の精査に基づく利水計画、利水振替）を、河川管理である国土交通省がどのように整合させていくのか、明らかになっていない。この点については、滋賀県との連携を進めた上で水需要管理という立場に立って、節水型の農業を考えるべきで、利水安全度確保を目的としたダム建設には行かない方がよいという意見が委員から出されている。この意見だけでよいかどうか、琵琶湖部会で確認しておく必要があるのではないか。
- ・高時川や草津川では、利水用途が多岐にわたっており、地域の文化にも深く関わっているが、用途の現状を把握できていない。利水用途の振替について検討するなら、まず、現状を把握しておく必要がある。

○環境保全・回復のための統合的管理システムの必要性について

- ・水系全体の見据えた統合的管理を考えておいた方がよい。次の流域委員会で常時現場を監視・管理できるような体制を実現するための検討が必要だ。
- ・水質管理協議会の流域委員会との関係を、しっかりと位置づけておく必要がある。
- ・水質管理協議会のような協議の場を河川管理者に求めるのは難しいかもしれないが、情報の収集・共有については河川管理者が主導的にやっていける部分だろう。それぞれの機関が有している琵琶湖の情報を継続的に収集していくための検討をお願いしたい。
- ・琵琶湖は特別な「河川」なので、「琵琶湖の環境の保全・回復のための統合的管理システム」について、琵琶湖部会から意見していくことはあると思う。琵琶湖部会として意見（案）を中村委員に考えていただき、それを委員会でも取り扱ってもらいたいことにしたい（部会長）。

- ・統合的管理システムについては、委員会として受け止めて意見を述べる必要があると思っている。ただ、「言い放し」になる可能性もあるので、実現性について河川管理者とよく話し合っておく必要がある（委員長）。

○他部局や他省庁との連携について

- ・委員会の提言や意見書で「他部局や他省庁との連携が必要」としたが、河川管理者は大変苦労をするだろう。流域委員会の意見書を河川管理者にどのように引き継いでいくのか、今後の委員会の課題の1つだろう。
- ・琵琶湖の水位操作については府県との協議が必要になってくるため、琵琶湖部会として「他部局や他省庁との連携」に関する意見を出すのはとても重要なことだ。
- ・委員会においても広い意味で「他省庁や府県との連携」については指摘してきたが、特に琵琶湖では、府県や他省庁とうまく連携していかなければ、琵琶湖の保全はできない。琵琶湖部会として特に意見を述べる事にしたい。中村委員と江頭委員に意見（案）作成をお願いしたい（部会長）。

○ダムについて

- ・ダムWGで個々のダムについて議論をしているので、特に琵琶湖部会として 12/20 の委員会に出す必要がある意見があれば、ぜひ議論をお願いしたい。
- ・基礎案では既存のダムが琵琶湖の環境に与える影響について全く検討されていない。意見書の中でも今後、検討していかなければならない。

○ダム水源地域の活性化

- ・ダム水源地域の活性化については、ダムWGでも議論をしていくということになっているが、琵琶湖部会として丹生ダム水源地域の活性化について議論をしておく必要はあるだろう。

②琵琶湖の水位操作に関する意見交換

委員より、資料 3-2-1「琵琶湖水位について」、資料 3-2-2「琵琶湖水位操作についての意見書（案）（全体について）」を用いて説明がなされた後、意見交換が行われた。主な意見は以下の通り。

○水位操作について

- ・宇治川の危険性については同感だ。塔の島地区の 1500m³/s 整備は、宇治川の治水安全度を高めてからでなければならぬと考えている（委員長）。
- ・宇治川は、洪水時には三川合流地点のバックウォーターになる。宇治川周辺に街が密集しているのは大変危険だ。
- ・浸水被害には、財産被害と人命被害がある。財産被害に対しては補償的な対応が可能だが、基礎案では、そういった代替案の検討は希薄だった。補償による代替案を意見書の中でどのように位置づけるのか、議論しておいた方がよい。
- ・水位操作と異常渇水時の水位低下については、議論ができていない。河川管理者からは、

ダムからの補給水によって渇水時の水位低下を回復する案が出されているが、これについて議論できないか。

- ・琵琶湖の水位を高く保てば、湖岸域の浸水や流入河川の氾濫が問題となってくる。水位操作の報告書では、湖岸域の治水についても考慮して頂きたい。
- ・水資源機構の資料を見た限りでは、水位操作を元に戻せば、異常渇水時の水位低下の心配もなくなるのではないかという感想を持った。
- ・資料 3-2-2 で提案されている湖岸遊水地については住民の理解を得るのは非常に難しいだろうが、住民に実態を知ってもらうことが大切だ。関係者間の協議の中で、いろんな意見が出てくるようにお願いしたい。
- ・遊水地に関しては、ダムWGにおける検討との整合性についても考慮する必要がある。
- ・河川整備計画は今後 20～30 年を対象としている。洗堰の水位操作や遊水地についても、長いスパンで考えていかないといけない（部会長）。
- ・資料 3-2-1 と資料 3-2-2 を統合した「水位操作についての意見書（案）」を各委員に送付するので、12/20 までに意見を頂きたい。意見のとりまとめについては、嘉田委員にお願いし、次回の琵琶湖部会で最終的な議論をする（部会長）。

③整備内容シートと進捗状況点検に関する意見交換

委員より、資料 2-1「琵琶湖部会・第 2 回作業検討会の結果報告」、資料 2-2「河川整備計画基礎案についての委員からの意見」を用いて説明がなされた。

- ・資料 2-2 に関しては、追加的な意見があれば、12 月 22 日を〆切に、庶務を通じて江頭部会長代理に意見を提出いただきたい（部会長）。

3. 一般傍聴者の意見聴取

一般傍聴者 3 名より発言があった。主な意見は以下の通り。

- ・河川管理者より、ダムからの補給水による異常渇水時の水位低下抑制効果について、検討結果が示されているが、琵琶湖部会でもダムWGでも、十分な検討ができていない。流域委員会が河川管理者の検討結果を受け入れるのか、あるいは、新たな代替案を提示するのか、よくわからない。水位操作についての意見書では、委員会としての意見を入れ込んでほしい。
- ・河川管理者は、異常渇水時の水位低下抑制対策として、丹生・大戸川ダムからの補給案を示しているが、ダム以外にも有効な代替案が 4 つある（参考資料 1-544）。特に大川の維持流量カットは大変有効な代替案である。また、河川管理者の異常渇水時のシミュレーションの根底にある「近年の少雨化傾向」という認識自体に誤りがある他、甘い維持流量カット、実質的にはゼロの取水制限、木津川・桂川の流入を見込んでいない等を見直せば、異常渇水時の琵琶湖水位 -150cm はクリアできる。
- ・塔の島地区 1500m³/s 事業に対して、資料 2-1 で「歴史的文化財、景観の保全を十分に

尊重すること」と記述されているが、より直接的に「自然景観や歴史的景観の保全を前提に」といった記述をお願いしたい。

以上